

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

定款第 10 条(役員報酬等)及び定款第 15 条(評議員の報酬等)

に定める報酬等の支給基準を次のように定める。

区 分	報 酬 の 額
常 勤	無 報 酬
非 常 勤	無 報 酬